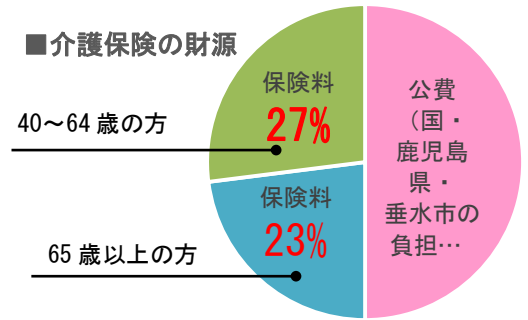


# 介護保険料について

## 介護保険制度を支え合う大切な財源です

介護保険料は、みんなで制度を支え合う大切な財源です。介護保険に係る給付費は、国、鹿児島県、垂水市が半分を負担し、残りの半分为40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源として運営しています。



## 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

**納め方** 原則として年金から納めます。年金額によって納め方は年金からの天引き（特別徴収）と納付書払い（普通徴収）の2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった日（65歳の誕生日の前日）のある月からです。

### ◇ 年金が年額 18万円以上の方

年金支給の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。<sup>※</sup>

（対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金 です）

※遺族年金、障害年金は非課税年金となるため、所得の計算には含みませんが、特別徴収（年金天引き）につきましては対象となります。

前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は原則として前年度2月分の保険料額を納付します（**仮徴収**）。10・12・2月は6月以降に確定する本年度の課税状況などをもとに年間の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（**本徴収**）。

前年度			本年度					
本徴収			仮徴収			本徴収		
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度の2月分の保険料と同額を納めます。

本年度の課税状況をもとに保険料を計算し、仮徴収分を除いた額を納めます。

### ◇ 年金が年額 18万円未満の方

送付される納付書に基づき、介護保険料を納めます。

保険料は市より送付されてくる納付書の納期にしたがって納付します。年金額が年額18万円以上の方でも次の方は納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になったとき（65歳の誕生日の前日を含む月の分から月割りで計算）  
 <例> 5月1日生まれの方・・・その年の4月分から納めます。  
 5月2日生まれの方・・・その年の5月分から納めます。
- 年度途中で他の市町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年金の一時差し止めや支給停止になったとき
- 年度初め（4月1日）時点で年金を受けていなかったとき など